

## 海外渡航自粛および本学主催海外プログラムの中止対象期間を 5月末までに 延長しました

学生のみなさま

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響拡大に伴う海外渡航時／日本入国時の対応について【第2報】

本学では、新型コロナウイルス感染症に伴う学生のみなさまの海外渡航時および日本入国時の取り扱いについて、これまでも注意喚起および対応方針を発出して参りましたが、影響がさらに拡大したことを受け、今後の取り扱いについては、以下のとおりといたします。

### (1) 海外へ渡航予定の方

**5月末までの間、目的地に関わらず、海外渡航を自粛してください。**

やむを得ず、海外渡航を行う場合は届出をしてください。

#### 【届出方法】

件名「海外渡航届出」、本文「①学部・学科・学年・学籍番号、②氏名、③渡航先（経由地を含む）、④渡航期間」を入力したメールを [covid19info@ccml.meijo-u.ac.jp](mailto:covid19info@ccml.meijo-u.ac.jp) 宛に必ず事前に送ってください。

本学主催海外研修プログラムについて（参考）

- **5月末までに**日本を出国する本学主催のすべての海外研修プログラムについては、目的地を問わず中止することといたしました。参加を予定されていた学生の皆様には何卒、ご理解いただきますよう、お願いいたします。
- 実施中のプログラムについては、当該国・地域の危険レベルが「レベル2」以上に引き上げられない限り（当該国政府機関による同様の判断を含む）、滞在期間中、健康状態を定期的に把握するとともに、帰国後も健康管理、感染拡大の防止に努めることを条件として継続します。ただし、「レベル2」以上に引き上げられた場合は、可能な限り、早期に帰国するものとし、「(2) 海外から日本へ入国される方」に定める対応をとることとします。

※本措置については、日本政府の見解、海外の感染状況等を踏まえて、早期解除もしくは再延長することがあります。

### (2) 海外から日本へ入国される方

外務省海外安全情報（感染症危険情報）において、「レベル2」以上の地域を一部でも含む国に滞在履歴がある方（経由地を含む）は、以下の対応に従ってください。

【令和2年3月3日現在 該当地域】 中国（香港・マカオを含む）／韓国／イタリア／イラン

- ① 日本入国後、14日間は大学への出校を原則禁止（大学行事などへの参加を含む）とし、自宅などで健康観察を行ってください。なお、観察期間中にやむを得ず大学へ出校する必要がある場合は、事前に下記の連絡先にメールの上、大学からの指示に従ってください。
- ② 14日間の健康観察期間中に、以下の症状がみられた方は、事前に下記の連絡先に電話連絡の上、速やかに地域の「帰国者・接触者相談センター」に連絡・相談してください。
  - ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
  - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
  - ・高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、受診が必要と判断された方については、「帰国者・接触者外来」に案内されますので、指定機関にて受診してください。

【連絡先】名城大学新型コロナウイルス感染症に関する連絡窓口

電話：052-838-2043（国際化推進センター） Email：[covid19info@ccml.meijo-u.ac.jp](mailto:covid19info@ccml.meijo-u.ac.jp)

### (3) 参考

【外務省海外安全ホームページ】※外務省海外安全情報（感染症危険情報）における最新の危機レベルはこちらから確認してください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

【愛知県 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html#soudan>

【愛知県 帰国者・接触者相談センター】

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html#kikokusha>

令和2年3月9日

名城大学 学長 小原章裕